



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び予定数量

次の物品の印刷物製造の請負

ア 土木工事編(1)歩掛編	227冊
イ 土木工事編(1)電算編	174冊
ウ 土木工事編(2)歩掛編	227冊
エ 土木工事編(2)電算編	174冊
オ 土木工事編(3)歩掛編	227冊
カ 土木工事編(3)電算編	174冊

#### (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

#### (3) 納入日

平成16年7月30日

#### (4) 納入場所

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年6月25日 午後1時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県総務部管財課

#### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月25日 午後3時30分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

#### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

#### 1 申請のあった年月日

平成16年5月21日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あい・わーくす

#### 3 代表者の氏名

川崎和廣

#### 4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡四賀村刈谷原町759番地1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ方々や高齢者の方々が、地域で自立生活できる社会の実現を図るため、中信地区の障害者の団体・施設とゆるやかな連携を図り、就労や日中活動の場の提供、自立生活支援相談、公的機関又は企業・個人からの事業の請け負い・受託に関する事業や、市民一人ひとりの理解が得られるように、小さな支援を掘り起こすための福祉に関する啓発・広報事業を行なうことにより、障害を持つ方々の就労の場を確保し、自立生活を可

能にし、福祉の現実について市民の理解を深め、参加を促し、ひいてはノーマライゼーションの社会づくりと、福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 びすけっと
- 3 代表者の氏名  
福沢千恵子
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡高森町下市田2980番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等の社会的弱者に対して、たすけあい事業やふれあい事業を通じて福祉の増進を図る活動を実施するとともに、情報化社会の発展を図る活動や自然環境の保全を図る活動を行い、情報格差に陥ることなく自然豊かな地域の中で、健やかに暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 THINK SILKの会
- 3 代表者の氏名  
岡正子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市大字中御所105番地の12
- 5 定款に記載された目的

この法人は、絹をめぐる産業と技術の振興、文化と生活の創造を目的に、研究者、生産者、消費者が和装、洋装というカテゴリーを問わず、それぞれの立場を越えてネットワークを形成し、人と自然との共存という視点から、蚕と絹に科学的なアプローチをするとともに、新しい時代のライフスタイルの創造に貢献する。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成17年度長野県福祉大学校学生を次のとおり募集します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 募集人員  
募集人員は、次のとおりです。

学 科	募集人員	うち推薦による入学審査
保 育 学 科	50人	20人程度
介護福祉学科	20人	—

- 2 一般入学審査

(1) 出願資格

学 科	出 願 資 格
保 育 学 科	次のいずれかに該当する者（平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。） ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。） イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第1号から第4号まで又は第77条の5第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者 ウ 学校教育法施行規則第77条の5第3号の規定により本校が実施する入学資格審査において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
介護福祉学科	次のア、イ又はウのいずれかに該当する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号の指定を受けた学校その他の施設を卒業して保育士の資格を取得した者（平成17年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。） ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。） イ 学校教育法施行規則第69条第1号から第4号まで又は第77条の5第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者 ウ 学校教育法施行規則第77条の5第3号の規定により本校が実施する入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(2) 出願手続

ア 提出書類

学 科	提 出 書 類
保 育 学 科	(7) 入学願書（本校所定の用紙によりま す。） (1) 入学資格を有することを証する書類 （(1)のイ又はウに該当する者に限ります。）



書、入学資格認定申請書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号及び希望学科名を明記し、200円切手をはった封筒(角型2号)を同封してください。

### 3 推薦による入学審査(保育学科に限ります。)

#### (1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成17年3月に卒業見込みの者

#### (2) 推薦条件及び推薦枠

##### ア 推薦条件

高等学校長が推薦する次の条件のいずれにも該当する者

(7) 高等学校における調査書の評定平均値の平均が3.7以上である者

(4) 本校への入学を専ら志願する者

##### イ 推薦枠

1 高等学校からの推薦人員は2名以内とします。

#### (3) 出願手続き

##### ア 提出書類

(7) 入学願書(本校所定の用紙によります。)

(4) 健康診断書(本校所定の用紙により、出願前3月以内に医師の発行するもの。)

(9) 高等学校の調査書

(5) 音楽習熟度調査書(本校所定の用紙によります。)

(6) 推薦書(本校所定の用紙によります。)

(8) 入学審査票返信用封筒(80円切手をはった長型3号のもの。出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。)

(4) 結果通知用封筒(角型2号に高等学校長名、学校住所及び郵便番号を明記したものを1校1通提出してください。切手をはる必要はありません。)

##### イ 入学審査料

2の(2)のイのとおりです。

##### ウ 入学願書受付期間

平成16年11月8日(月)から11月18日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、土曜日及び日曜日を除きます(郵送による場合は、平成16年11月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

##### エ 出願方法

出願書類及び入学審査料を、高等学校長を経由して本校に提出してください。

##### オ 入学願書提出先

2の(2)のエのとおりです。

##### カ 入学審査票の交付

2の(2)のオのとおりです。

#### (4) 入学審査

##### ア 方法

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査に基づいて行ないます。

##### イ 期日及び場所

###### (7) 期日

平成16年12月4日(土)

###### (4) 場所

長野県福祉大学校

##### ウ 審査内容

(7) 筆記試験(小論文)

(4) 人物考査(面接試験)

(9) 身体検査(健康診断書によります。)

#### (5) 合格発表

##### ア 期日

平成16年12月14日(火)

##### イ 方法

長野県福祉大学校掲示板及び長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)に掲示するとともに、高等学校長を経由し本人に通知します。なお、電話による問い合わせには応じません。

#### (6) その他

入学願書等の用紙の請求又は入学審査についての問い合わせは、長野県福祉大学(電話 0266(57)4821)あてに行ってください(郵便により入学願書、入学資格認定申請書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号及び希望学科名を明記し、200円切手をはった封筒(角型2号)を同封してください。)

厚生課

### 公告

平成17年度長野県看護大学大学院博士後期課程の学生を次のとおり募集します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

#### 1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

看護学研究科看護学専攻	4人
-------------	----

#### 2 試験による入学者の選考

##### (1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

ア 修士の学位を有する者

イ 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

##### (2) 出願手続

###### ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(4) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名・生年月日を記入)1枚をはってください。)

(9) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(5) 博士前期課程(修士課程)の学業成績証明書及び修了(見込み)証明書((1)のイからエまでによって出願する者は、その資格に関する証明書)

(6) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)

(8) 博士前期課程(修士課程)の学位論文等

###### イ 入学審査料



入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成16年10月以降の振り出しに限り)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留速達郵便)し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成16年10月7日(木)から10月14日(木)までとします。なお、郵送による場合にあっては受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)  
長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

イ 学力試験

英語及び口述試験とします。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月23日 (土)	9:30~11:30	英語	長野県看護大学
	13:00~17:00 (予定)	口述試験	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成16年11月4日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行ってください。

医 務 課

公告

平成17年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程(修士課程)学生を次のとおり募集します。

平成16年6月14日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

看護学研究科看護学専攻	16人
-------------	-----

2 試験による選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次の各号のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業した者

(4) 学校教育法68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

(9) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学(短期大学を除きます。)に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(4) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

イ 特別選抜

アの(7)から(4)までのいずれかに該当する者で、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する保健師、助産師又は看護師として現在勤務している医療機関、社会福祉施設等の長により推薦を受け派遣されるもの

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(4) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名・生年月日を記入)1枚をはってください。)

(9) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(5) 学業成績証明書及び卒業(見込み)証明書((1)のアの(イ)から(4)までによって出願する者は、その資格に関する証明書)

(4) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)

(4) 特別選抜に出願する者は、推薦書(本学所定の用紙によります。)

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成16年7月以降に振り出したものに限り)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留速達郵便)し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成16年9月24日(金)から9月30日(木)までとします。なお、郵送による場合にあっては、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)  
長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じもの

をはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。

(4) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。

(ウ) 看護に関する専門科目は、志望する領域の中の1科目を受験することとします。

領 域	専 門 科 目
看護基礎学領域	基礎看護学 看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学 老年看護学 精神看護学
育成看護学領域	母性看護学 小児看護学
広域看護学領域	地域看護学 看護教育学 看護管理学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時 間	教科等	場 所
10月9日(土)	9:30 ~ 11:00	小 論 文	長野県看護大学
	11:15 ~ 12:15	専門科目	
	13:15 ~ 14:15	英 語	
	特別選抜 13:15~ 一般選抜 14:30~	面 接	

(5) 合格者の発表

ア 日 時

平成16年10月20日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行ってください。

医 務 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年6月14日

県立長野図書館長 山川悦男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

アトラクション自動車「おはなしばけっと号」保守管理運行業務

(2) 役務の特質

アトラクション自動車「おはなしばけっと号」の保守管理運

行

(3) 履行期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

県立長野図書館が指定する場所

(5) 入札方法

運転1回当たりの単価、宿泊1回当たりの単価及び保守点検業務に係る価格並びに価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、営業所等を有している者であること。

3 入札説明書の交付、交付期間及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。ただし、郵送による交付は受付けません。

(2) 交付期間

平成16年6月15日から平成16年6月22日までの土曜日、日曜日及び月曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(3) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市若里1丁目1番4号

県立長野図書館総務課

電話 026(228)4500

4 入札手続等

(1) 契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月21日 午後3時

イ 場所 県立長野図書館 3階第1会議室

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月29日 午後3時

イ 場所 県立長野図書館 3階第1会議室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月22日(火)午後5時までに上記3(3)の場所に提出してください。この場合におい

て、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

こども支援課